

桐生市第 1 1 期分別収集計画

令和 7 年 9 月 3 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、当市の最終処分場は、令和 7 年 3 月末現在で埋立率 74.1%、残余容量が約 13.9 年（令和 7 年 3 月末現在）しかないという状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減による施設延命化を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの 3R を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られ、循環型社会の形成に寄与するものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、令和 10 年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装

を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,957.67t	4,795.07t	4,637.80t	4,485.70t	4,338.58t
製品プラスチック	4,832.27t	4,730.61t	4,631.10t	4,533.67t	4,438.30t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であり、当市では、平成3年11月に発足した、桐生市ごみ減量化推進協議会を軸に市民総参加によるごみ減量化運動の推進を行うこととしている。

令和6年度桐生市ごみ減量化推進協議会の具体的な活動

- (1) 桐生市清掃センター見学とごみ減量教室の開催
- (2) 環境にやさしい買い物スタイル普及推進
- (3) 環境保全の啓発
- (4) 環境美化活動
- (5) 再生資源回収の推進
- (6) 簡易包装の推進
- (7) ポイ捨て防止に関する支援
- (8) ごみ減量等先進地視察研修
- (9) ごみ減量の研究
- (10) 環境美化功労者の選定

以上の10項目を実施し、ごみ排出抑制、分別排出の徹底、再生利用の意義及び効果、ごみの適正な出し方等、ごみ減量化意識の高揚を目的とする教育啓発活動等に取り組んでいる。

なお、次年度以降についても継続しつつ、ごみ減量化をはじめリサイクル活動等に努め、地域環境美化に関する事業の推進及び拡充を図ることとする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、桐生市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	R 8		R 9		R 10		R 11		R 12	
主としてスチール製の容器	100. 77		97. 47		94. 27		91. 18		88. 19	
主としてアルミ製の容器	110. 04		106. 43		102. 94		99. 56		96. 30	
無色のガラス製容器	(合計) 44. 23		(合計) 42. 78		(合計) 41. 38		(合計) 40. 02		(合計) 38. 71	
	(引渡量)	(独自処理量) 44. 23	(引渡量)	(独自処理量) 42. 78	(引渡量)	(独自処理量) 41. 38	(引渡量)	(独自処理量) 40. 02	(引渡量)	(独自処理量) 38. 71
茶色のガラス製容器	(合計) 102. 34		(合計) 98. 99		(合計) 95. 74		(合計) 92. 60		(合計) 89. 56	
	(引渡量)	(独自処理量) 102. 34	(引渡量)	(独自処理量) 98. 99	(引渡量)	(独自処理量) 95. 74	(引渡量)	(独自処理量) 92. 60	(引渡量)	(独自処理量) 89. 56
その他のガラス製容器	(合計) 25. 14		(合計) 24. 31		(合計) 23. 51		(合計) 22. 74		(合計) 22. 00	
	(引渡量)	(独自処理量) 25. 14	(引渡量)	(独自処理量) 24. 31	(引渡量)	(独自処理量) 23. 51	(引渡量)	(独自処理量) 22. 74	(引渡量)	(独自処理量) 22. 00
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	8. 70		8. 41		8. 14		7. 87		7. 61	
主として段ボール製の容器	538. 00		520. 35		503. 28		486. 78		470. 81	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 107. 71		(合計) 104. 18		(合計) 100. 76		(合計) 97. 46		(合計) 94. 26	
	(引渡量)	(独自処理量) 107. 71	(引渡量)	(独自処理量) 104. 18	(引渡量)	(独自処理量) 100. 76	(引渡量)	(独自処理量) 97. 46	(引渡量)	(独自処理量) 94. 26
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 237. 03		(合計) 229. 26		(合計) 221. 74		(合計) 214. 47		(合計) 207. 43	
	(引渡量)	(独自処理量) 237. 03	(引渡量)	(独自処理量) 229. 26	(引渡量)	(独自処理量) 221. 74	(引渡量)	(独自処理量) 214. 47	(引渡量)	(独自処理量) 207. 43
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3. 82		(合計) 3. 69		(合計) 3. 57		(合計) 3. 45		(合計) 3. 34	
	(引渡量)	(独自処理量) 3. 82	(引渡量)	(独自処理量) 3. 69	(引渡量)	(独自処理量) 3. 57	(引渡量)	(独自処理量) 3. 45	(引渡量)	(独自処理量) 3. 34
うち白トレイ	(合計) 3. 82		(合計) 3. 69		(合計) 3. 57		(合計) 3. 45		(合計) 3. 34	
	(引渡量)	(独自処理量) 3. 82	(引渡量)	(独自処理量) 3. 69	(引渡量)	(独自処理量) 3. 57	(引渡量)	(独自処理量) 3. 45	(引渡量)	(独自処理量) 3. 34
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) 4832. 27		(合計) 4730. 61		(合計) 4631. 10		(合計) 4533. 67		(合計) 4438. 30	
	(引渡量)	(独自処理量) 4832. 27	(引渡量)	(独自処理量) 4730. 61	(引渡量)	(独自処理量) 4631. 10	(引渡量)	(独自処理量) 4533. 67	(引渡量)	(独自処理量) 4438. 30
※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの」及び「上記にあるプラスチック容器包装以外のプラスチック使用製品」にある（独自処理量）には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」第33条に記載の再商品化計画の認定分の数量も含めること。										

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、直近5年間の変動率を勘案し、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
98,091人 (対前年度比) 98.30%	96,421人 (対前年度比) 98.30%	94,781人 (対前年度比) 98.30%	93,168人 (対前年度比) 98.30%	91,582人 (対前年度比) 98.30%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用する。

なお、現在、市民活動主体による集団回収事業についても、引き続きこれらを支援し実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

ペットボトル・缶・白色トレイについては、既設のリサイクルセンター及び粗大処理施設で選別・圧縮等を行い一定期間保管し、有価物取引契約業者に出荷。

ガラスびんについては、選別・保管後、有価物取引契約業者に出荷。令和8年度以降にあっても、引き続き分別収集に支障を来さないよう施設の維持管理に努める。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者、行政からの委員で構成された「桐生市廃棄物減量等推進審議会」の体制強化とともに、実質的な推進活動を担う「桐生市ごみ減量化推進協議会」の充実を図る。
- ・自治会等の市民団体による集団回収及び環境美化活動を促進するため、奨励金制度等の活用をはじめ、ごみ減量化及びリサイクル事業への支援と協力体制を図る。
- ・毎年度、分別収集計画掲載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時にはその記録を基に事後評価を行うこととする。

以上